納税協会ニュース

10 平成13年10月 納税協会 発行

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4 TEL 06-6135-4062（編集部直通）
財団法人 納税協会連合会 FAX 06-6135-4056（ 〃 ）
納税協会ホームページURL http://www.nouzeikyokai.or.jp

プリムラ・ポリアンサ

トピックス

公認会計士・税理士 池田博義

所得税法施行令等の一部を改正する政令を公布

——政府

政府は平成13年８月15日、「所得税法施行令等の一部を改正する政令」を制定し、公布しました。

所得税法、法人税法、相続税法、消費税法、印紙税法及び租税特別措置法の施行令について一部改正が行われています。

（確定拠出年金）

確定拠出年金法に関する税法関係政令の改正が行われました。

現行の年金制度から確定拠出年金制度への移行に伴う退職給与引当金の繰入限度額の算定法等が明らかにされています。

（金庫株）

平成13年10月１日から施行される商法改正による金庫株解禁関連の法人税法施行令、所得税法施行令の改正が行われました。

自己株式の取得価額の算定方法、自己株式を取得した場合のみなし配当等が明らかにされています。

（株式譲渡益100万円特別控除）

平成13年10月１日から適用される株式譲渡益100万円特別控除制度について租税特別措置法施行令の改正が行われました。

株式の譲渡損が生じた場合の計算方法などについて明らかにされています。

一定の事前照会に文書回答・回答内容を公表

——国税庁

国税庁はこのほど「事前照会に対する文書回答の実施について（事務運営指針）」を制定しました。

（趣旨）

事前照会に対する文書回答・公表は、取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会に対する文書回答及び公表により、同様の取引等を行う他の多数の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えることを目的として実施するものでこの事務運営指針はその事務手続等が定められています。

●文書回答の対象となる事前照会の範囲

次のすべての要件を満たすものに限ります。

(1) 事前照会者が実際に行う（又は行った）取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会であって、これまでにその取扱いが明らかにされていないものであること

(2) その業種等に共通する取引等に係る照会で多数の納税者から照会されることが予想されるもの、又は、反復継続して行われる取引等に係る照会で不特定多数の納税者に関わるものであること

(3) 照会内容の審査に必要な資料の提出要求に応じること

(4) 照会及び回答文書の内容が公表されることに事前照会者が同意していること

(5) 申告（源泉徴収の場合は納付）前の照会であること

平成14年度税制改正に関する意見を公表

——経済産業省

経済産業省は平成14年度税制改正に関する意見をとりまとめ公表しました。

連結納税制度については、14年度改正における連結納税制度の導入を前提に、昨年度改正で導入された企業組織再編税制を活用して組織再編を行った企業が少なくない点を指摘、「14年度税制改正における確実な導入」が必要である。

会社が保有する自己株式（金庫株）を処分する場合は、非課税の扱いとすることが必要である。

ストックオプションにおける権利付与適格対象者及び年間権利行使総額の上限を引上げる必要がある。

同族会社の留保金課税については、事業会社一般についても課税停止の対象とすべきとしています。

ワンポイント

ゴルフ会員権に係る税務処理

税理士 岸田 光正

接待等のためにゴルフ場を利用するため、ゴルフ会員権を保有している企業が多く見られます。

今回は、このゴルフ会員権に係る税務処理について整理してみたいと思います。

1 入会金の取扱い

ゴルフクラブの会員権（入会金）は、税務上、ゴルフ場を一般の利用者よりも有利な条件で利用できる権利すなわち「プレー権」であるとして取り扱われており（非減価償却資産である一種の無形固定資産）、法人会員として入会した場合、たとえ、退会時に返還を受けられないものや、他に譲渡できないようなものであっても、その入会金は資産として計上する必要があります。

一方、個人会員として入会した場合や、法人会員として入会した場合であっても、特定の役員や使用人が業務に関係なく利用するために入会したようなものである場合にはその個人に対する給与として取り扱われます。

ただし、個人会員として入会しても、①そのゴルフ場に無記名の法人会員制度がなく、②法人の業務遂行上必要であるため入会し、③入会金を法人の資産として計上している場合は、給与として取り扱わないこととされています。

2 年会費等の取扱い

法人が入会金を資産として計上している場合、その年会費、年決めロッカー料等の費用は交際費として取り扱われます。また、すでに取得した会員権につき、その名義人を変更するために支出した名義書換料も交際費として取り扱われます。

3 ゴルフ会員権の評価損

１でも述べたとおり、税務上、ゴルフ会員権の本質はプレー権であるとされており、ゴルフ場が存続し、プレーも出来る状態である場合には、単に会員権の相場が下落したという理由では評価損の計上は認められません。

4 ゴルフ場が倒産した場合の処理

ゴルフ場が倒産した場合、ゴルフ会員権の預託金部分につき貸倒引当金や貸倒損失の対象にできるかということが問題になります。

この場合、ゴルフ場が破たんして、退会の届出、預託金の一部切捨て、破産宣告等の事実に基づき、預託金を返してくれという請求権（預託金返還請求権）がプレー権にかわって生じた場合に初めてその請求権部分を貸倒引当金や貸倒損失の対象とすることができます。

したがって、再建型の倒産処理手続である民事再生法による再生手続開始の申立てが行われた段階では、ゴルフ場の運営は継続中でありプレーが可能な状態ですので、プレー権はまだ存在しており、預託金返還請求権は生じていません。よってこの段階では、預託金の50%相当額につき個別評価による貸倒引当金を繰入れることは認められませんのでご注意ください。